

令和 6 年度双葉町農業委員任命式・令和 6 年 7 月臨時総会会議録

1. 日 時 令和 6 年 7 月 8 日（月）13 時 30 分開会

2. 場 所 双葉町役場 1 階大会議室

3. 招 集 者 双葉町長 伊澤 史朗

4. 議事日程

日程第 1 仮議席の決定

日程第 2 選挙第 1 号 双葉町農業委員会会長の互選

5. 追加日程

日程第 1 議席の決定

日程第 2 議事録署名人について

日程第 3 選挙第 2 号 双葉町農業委員会会長職務代理者の互選

日程第 4 議席の一部変更

日程第 5 議案第 1 号 双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第 6 議案第 2 号 双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第 7 議案第 3 号 双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第 8 議案第 4 号 双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について

日程第 9 議案第 5 号 双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について

6. 出席委員

農業委員

議席 1 鵜沼 久江 委員 議席 2 井戸川 弘幸 委員 議席 3 大森 成広 委員

議席 4 山田 和男 委員 議席 5 木幡 治 委員 議席 6 林 和男 委員

議席 7 志賀 睦 委員 議席 8 澤上 榮 委員

7. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 川崎 大輔

8. 開会

【中野事務局長】

それでは、定刻になりましたので、農業委員任命式を始めさせていただきます。本日進行を務めさせていただきますのは、農業委員会事務局長の中野と申します。どうぞよろしくお

願いいたします。

さて、皆さまには、任期満了に伴う新たな双葉町農業委員の募集を行ったところ、候補者としてご応募いただき、選考手続きを経て、先月6月12日、第2回議会定例会において、皆さまへの農業委員の任命同意をいただいたところです。それを踏まえ、本日、皆さまを双葉町農業委員に町長から任命するものです。

町長は本日公務の都合上不在となっておりますので、平岩副町長から辞令書を交付いたします。

なお、委員の任期には、本日令和6年7月8日から令和9年7月7日までの3年間となります。

副町長、前にお出で下さい。

(副町長移動)

それでは、お名前をお呼びしますので、呼ばれた委員の方は副町長の前へお進みください。

井戸川 弘幸 様、鵜沼 久江 様、大森 成広 様、木幡 治 様、
澤上 榮 様、志賀 睦 様、林 和男 様、山田 和男 様

続いて、農業委員の任命にあたりまして、副町長よりごあいさつを申し上げます。

【平岩副町長】

本日、双葉町農業委員任命式を執り行うにあたり、農業委員各位におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

只今、皆さまを双葉町農業委員に任命いたしました。

本町の営農再開は道半ばであり、喫緊の課題が山積みしている中、農業委員会の役割の中でも、農地等の利用の最適化や農業の担い手の育成・確保が重要と感じております。

特に、地域の将来像を描く地域計画の策定には、農業委員会の積極的な関わりが求められるとともに、農地の基盤整備やほ場整備事業の推進についても、今後の農業経営の合理化や省力化を図るためには必要不可欠であることから、地域の合意形成に向けた農業委員の役割は非常に大きいものであると認識しております。

町としましても、農業委員会とともに本町の農業の課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

農業委員の皆様におかれましては、健康にご留意いただき、本町の農業振興のため、農業委員の役割を担っていただきますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

【中野事務局長】

副町長、ありがとうございました。

次に、各農業委員より自己紹介をいただきたいと存じます。

※着席順に自己紹介

【中野事務局長】

皆さま、ありがとうございました。

次に事務局職員から自己紹介させていただきます。

※事務局長、職員の順に自己紹介

以上で、双葉町農業委員任命式を閉会いたします。

ここで副町長におかれましては、ご退席いただきます。

(副町長退席)

【中野事務局長】

引き続き臨時総会を開催いたします。本臨時総会は、町長が議会の同意を得て、皆さまを農業委員に任命した後に最初に行われる総会です。

会長が互選されるまでの間、農業委員会会議規則第5条の規定により、委員の中から年長者の者が臨時に議長の職務を行うことになります。

年長の澤上委員をお願いいたします。

(年長の委員 澤上委員、臨時議長席に着く)

【澤上委員】

ただいま、紹介いただきました 澤上です。双葉町農業委員会会議規則第5条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年7月双葉町農業委員会臨時総会を開会します。

日程第1、仮議席についてを議題といたします。仮議席は、ただいま着席の議席としたいと思います。

お諮りします。仮議席は、ただいま着席の議席とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、仮議席は、ただいま着席の議席とすることに決定しました。

暫時休議いたします。

(仮議席番号プレートを席次へ配置)

会議に戻します。

続きまして日程第2「選挙第1号 双葉町農業委員会会長の互選」を行います。選出方法について事務局の説明を求めます。事務局長。

【中野事務局長】

それでは説明させていただきます。会長の互選、つまり選挙になりますが、双葉町農業委員会規程第2条第1項及び同条2項により、単記無記名投票による方法と地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法があります。委員の皆様でご協議お願いいたします。

【澤上委員】

事務局より説明がありました。暫時休議いたします。

(互選の方法について協議)

会議に戻します。

お諮りします。選挙の方法については、双葉町農業委員会選挙事務取扱規定第11条第1項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、木幡委員が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。それでは木幡委員よりお願いいたします。

【木幡委員】

それでは私の方から双葉町農業委員会会長についてご指名させていただきたいと思います。会長は澤上榮委員にお願いしたいと思います。

【澤上委員】

ただ今木幡委員が指名した通り、澤上榮委員を会長の当選人として定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上委員】

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました澤上委員が委員全員の同意を得て会長に当選されました。

双葉町農業委員会選挙事務取扱規程第9条第2項の規定により、当選の告知をします。

会長に選任された私、澤上よりご挨拶をいたします。

今日任命式が始まる前に双葉町の広報を見ていましたが、5月から双葉町の婦人会が女性会という名前に変わったという記事がありました。農業委員は女性が2名から1名に減り少し寂しい気持ちはありますが、皆さんとともに力を合わせてやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。あいさつは以上です。

なお、会長に選任されました、私、澤上は一般社団法人福島農業会議の会員となりますことを申し添えます。

これで、臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

(事務局、プレートを「臨時議長」から「会長」へ変更する。)

【澤上会長】

暫時休議いたします。

(追加議事日程配布)

会議に戻します。

【中野事務局長】

これからは、双葉町農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進めてまいります。会長よろしく願いいたします。

【澤上会長】

それでは追加議事日程によって進めてまいります。

追加日程第1、議席の決定を行います。議席は、双葉町農業委員会会議規則第7条第1項の規定によって、くじで定めることとなっています。

最初に「くじ」をひく順番を「くじ」にて決めたいと思います。

お諮りします。「くじ」をひく順番を「くじ」にて決めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、「くじ」をひく順番を「くじ」にて決めることに決定しました。

では「くじ」をひく順番を「くじ」にて決めるにあたって、「くじ」をひく順番を仮議席の順番にて行うことにしたいと思います。

お諮りします。「くじ」をひく順番を「くじ」にて決めるにあたって、「くじ」をひく順番を仮議席の順番にて行うことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、「くじ」をひく順番を「くじ」にて決めるにあたって、「くじ」をひく順番を仮議席の順番にて行うことに決定しました。

(事務局、「くじ」の準備)

ただいまから「くじ」をひく順番を「くじ」にて行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に「くじ」をひいてください。

(くじ引き実施)

【澤上会長】

「くじ」をひくことの漏れはありませんか。

(なしの声)

「くじ」をひくことの漏れなしと認めます。

「くじ」をひくことを終了します。「くじ」の結果を事務局長より報告させます。

【中野事務局長】

1 番、志賀委員、2 番、大森委員、3 番、林委員、4 番、澤上委員、5 番、鵜沼委員、6 番、井戸川委員、7 番、山田委員、8 番、木幡委員
以上です。

【澤上会長】

したがって、「くじ」をひく順番は決定しました。

ただいまから議席を決める「くじ」をひくことを行います。事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に「くじ」をひいてください。

(くじ引き実施)

「くじ」をひくことの漏れはありませんか。

(なしの声)

「くじ」をひくことの漏れなしと認めます。

「くじ」をひくことを終了します。「くじ」の結果を事務局長より報告させます。

【中野事務局長】

1 番議席、鶴沼委員、2 番議席、志賀委員、3 番議席、井戸川委員、4 番議席、大森委員、5 番議席、山田委員、6 番、木幡委員、7 番、澤上委員、8 番、林委員

【澤上会長】

したがって、議席は決定しました。各委員は、決定した議席にお着きください。

暫時休議します。

(各委員、議席に着く)

それでは、会議に戻します。

続いて追加日程第2、議事録署名人についてを議題とします。議事録署名人は、双葉町農業委員会会議規則第19条第2項の規定によって、会長及び総会で定めた2人以上の出席委員となっております。議事録署名人は会長が指名したいと思います。

お諮りします。議事録署名人は会長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、議事録署名人は会長が指名することに決定しました。
議事録署名人には議席 1 番委員及び議席 2 番委員の 2 名を指名します。

続いて、日程第 3、「選挙第 2 号 会長職務代理者の互選」を行います。選出方法について事務局の説明を求めます。事務局長。

【中野事務局長】

それでは説明させていただきます。先ほどの会長選挙と同様に、会長職務代理者の互選になりますが、双葉町農業委員会規程第 2 条第 1 項及び同条 2 項により、単記無記名投票による方法と地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦の方法があります。委員の皆様よりご協議お願いいたします。

【澤上会長】

事務局より説明がありました。
暫時休議いたします。

(会長職務代理者の互選の方法について協議)

会議に戻します。

お諮りします。選挙の方法については、双葉町農業委員会選挙事務取扱規定第 11 条第 1 項の規定により指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。
お諮りします。指名の方法については、会長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、会長が指名することに決定しました。

それでは会長職務代理者に志賀委員を指名します。

お諮りします。ただいま、会長が指名した志賀委員を会長職務代理者の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました志賀委員が委員全員の同意を得て会長職務代理者に当選されました。

ただいま、会長職務代理者に当選された志賀委員が会場におられます。

双葉町農業委員会選挙事務取扱規程第9条第2項の規定により、当選の告知をします。

会長職務代理者に選任されました志賀委員よりご挨拶をお願いします。

【志賀会長職務代理者】

ただいま会長職務代理者に選任されました志賀と申します。今後頑張って取り組んでいきますのでよろしくお願いいたします。

【澤上会長】

続いて、追加日程第4 議席の一部変更を行います。会長、会長職務代理者の決定に伴い、双葉町農業委員会会議規則第7条第2項の規定によって、議席の一部を変更します。

鵜沼委員の議席を1番に、井戸川委員の議席を2番に、大森委員の議席を3番に、山田委員の議席を4番に、木幡委員の議席を5番に、林委員の議席を6番に、志賀会長職務代理者の議席を7番に、私、澤上の議席を8番に、それぞれ変更します。

各委員は、変更した議席にお着きください。

(各委員、議席に着く)

続いて日程第5、議案第1号から日程第9、議案第5号までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、議案第1号から第5号までの双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを一括議題とします。

議案第1号から第5号までの双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号、双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、双葉町農地利用最適化推進委員に下記の者を委嘱することについて、審議に付す。

住所は××××、氏名は中野 守雄、生年月日は××××、担当地区は長塚地区になります。令和6年7月8日提出 澤上 榮。

続きまして議案第2、双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、双葉町農地利用最適化推進委員に下記の者を委嘱することについて、審議に付す。

住所は××××、氏名は渡辺 浩美、生年月日は××××、担当地区は新山・三字地区になります。令和6年7月8日提出 澤上 榮。

続きまして議案第3、双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、双葉町農地利用最適化推進委員に下記の者を委嘱することについて、審議に付す。

住所は××××、氏名は高玉 正祐、生年月日は××××、担当地区は両竹・浜野地区になります。令和6年7月8日提出 澤上 榮。

続きまして議案第4、双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、双葉町農地利用最適化推進委員に下記の者を委嘱することについて、審議に付す。

住所は××××、氏名は榎内 宏、生年月日は××××、担当地区は羽鳥地区になります。令和6年7月8日提出 澤上 榮。

続きまして議案第5、双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、双葉町農地利用最適化推進委員に下記の者を委嘱す

ることについて、審議に付す。

住所は××××、氏名は新川 敏浩、生年月日は××××、担当地区は中田地区になります。令和6年7月8日提出 澤上 榮。

今回、双葉町農地利用最適化推進委員の募集に際して、候補者として6名の方が応募されましたが、応募者1名の方が農業委員との重複応募でしたので、農業委員選考委員会において、その方を農業委員候補者として決定したため、5名の候補者となりました。ご審議をよろしくお願いいたします。

【澤上会長】

質疑・ご意見等ありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案ごとにお諮りいたします。

議案第1号について、双葉町農地利用最適化推進委員長塚地区担当を中野 守雄さんに委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱については、長塚地区担当として中野 守雄さんに委嘱することに決定しました。

続いて、議案第2号について、双葉町農地利用最適化推進委員新山・三字地区担当を渡辺 浩美さんに委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱については、新山・三字地区担当として渡辺 浩美さんに委嘱することに決定しました。

続いて、議案第3号について、双葉町農地利用最適化推進委員両竹・浜野地区担当を高玉 正祐さんに委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱については、両竹・浜野地区担当として高玉 正祐さんに委嘱することに決定しました。

続いて、議案第4号について、双葉町農地利用最適化推進委員羽鳥地区担当を榎内 宏さんに委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱については、羽鳥地区担当として榎内 宏さんに委嘱することに決定しました。

続いて、議案第5号について、双葉町農地利用最適化推進委員中田地区担当を新川 敏浩さんに委嘱することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、議案第5号双葉町農地利用最適化推進委員の委嘱については、中田地区担当として新川 敏浩さんに委嘱することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

(14時33分終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長 澤上 榮 ⑩

議事録署名人 鵜沼 久江 ⑩

議事録署名人 井戸川 弘幸 ⑩